

埼玉県住宅政策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 社会経済環境の変化や県民のニーズに対応した総合的な住宅政策を推進するため、埼玉県住宅政策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 埼玉県住生活基本計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 埼玉県高齢者居住安定確保計画の策定及び実施に関すること。
- (3) 埼玉県賃貸住宅供給促進計画の策定及び実施に関すること。
- (4) その他、議長が必要と認める事項。

(構成員)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、都市整備部副部長（住宅課を所掌する副部長）が招集し、議長となる。

- 2 議長は、会議を主宰する。
- 3 議長は、議案の内容により必要となる委員の出席を求める。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員に対し、出席するよう求めることができる。
- 5 議長に事故あるとき、又は欠けたときは、住宅課長が議長の職務を代理する。
- 6 委員は、自ら会議に出席できないときは、当該会議の事項について、実質的に委員に代わる判断をすることができる職員を代わりに出席させることができる。
- 7 議長は、会議の運営上必要な検討を行うために、庁内関係課で構成するワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、住宅課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年 5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 9月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 7月30日から施行する。

別 表 （第3条関係）

企画財政部	計画調整課長 地域政策課長 土地水政策課長
県民生活部	共助社会づくり課長 文化振興課長 国際課長 消費生活課長 防犯・交通安全課長
危機管理防災部	危機管理課長
環境部	温暖化対策課長 エネルギー環境課長
福祉部	福祉政策課長 社会福祉課長 地域包括ケア課長 高齢者福祉課長 障害者支援課長 少子政策課長
保健医療部	医療整備課長 健康長寿課長 生活衛生課長
産業労働部	産業労働政策課長 先端産業課長 産業人材育成課長
農林部	農業ビジネス支援課長 森づくり課長
県土整備部	建設管理課長 道路環境課長 河川砂防課長
都市整備部	都市計画課長 市街地整備課長 田園都市づくり課長 建築安全課長 住宅課長 営繕課長
警察本部生活安全部	生活安全総務課長

全35課